

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「38年間残高ゼロの決算調整資金」
著者 / 所属	笹嶋 正 / 前決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	437号
刊行日	2021-7-30
頁	2
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210730.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210730.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## 38 年間残高ゼロの決算調整資金

前決算委員会 専門員

ささじま ただし  
笹嶋 正

決算調整資金の制度は、予見し難い租税収入の減少等によって一般会計の決算上の不足（いわゆる歳入欠陥）が生ずる場合において、その不足を補填することにより収支の均衡を図ることを目的としている。資金の財源として、財政法第6条第1項における決算上の剰余金から公債等償還財源（2分の1を下らない金額を国債整理基金へ）を控除した残額の繰入れ、特別の必要がある場合における一般会計からの繰入れ、さらに資金が決算上の不足額に足りない場合には国債整理基金からの繰入れがある。なお、国債整理基金から資金への繰入れについては、国債の償還等基金の運営に支障を生じないようにしなければならず、また、決算上の不足が生じた翌々年度までに繰入金相当額を一般会計から資金に繰り戻し、そこから直ちに国債整理基金に繰り戻さなければならないとされている。

毎年度国会に提出される資金計算書を見ると、資金が創設された昭和52年度において補正予算により2,000億円が繰り入れられたが、56年度に初めて決算上の不足が生じた際に資金全額が使用された（不足額は2兆4,948億円に上り、国債整理基金からの繰入れも行われた）。その後は、資金残高ゼロの状態が38年間続いており、平成4、5、9、13、20年度に決算上の不足が生じた際には、いずれも国債整理基金からの繰入れのみによって対応している。制度創設時の財政当局の説明においては、決算上の剰余金からの繰入れが基本であり、予算措置による繰入れは「第一線」の準備、国債整理基金からの繰入れは「第二線」ということであったが、なぜこのような状態が続いてきたのであろうか。

資金創設時の予算繰入れは、特例公債（赤字国債）の発行が続くようになってからまだ日が浅い状況下で行われたものであり、赤字財政から脱却した暁には剰余金残額の繰入れや予算繰入れも可能となると考えられていたと思われる。ところが、その後一時期において特例公債発行ゼロを達成したものの、再び赤字財政に転落したまま多額の累積債務を抱えた状況が続いたことから、剰余金残額を資金に繰り入れることよりも翌年度以降の財源に回して新規国債発行を抑制することが優先され、また、資金への予算繰入れも国債の増発につながることから実施されてこなかった。一方で、最後の砦である国債整理基金の残高の状況を見ると、平成25年度以降においては3兆円規模で推移しているが、これは国債入札の偶発的な未達に備えるため必要な水準の基金残高を維持しているということであり、決算上の不足の発生に備えるという観点は含まれていないと考えられる。

決算上の剰余金については、国債を含む歳入から生じたものであるといえることから、補正予算等の財源として当てにするのではなく、その全額を国債整理基金（公債償還財源）に繰り入れるようにすべきであり、それが決算調整資金制度の維持につながるとともに、財政規律保持のメッセージにもなるのではないか。